明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁一一）　一
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（同一一三）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務三二〇）　五
○平成三十年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（文部科学九一）　六
○教科用図書検定申請受理種目の一部を改正する件（同九二）　八
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一〇一五）　八
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一〇一六、一〇一七）　八
○漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一〇一八）　八
○漁船損害等補償法第百十八条の二第二項の農林水産大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一〇一九）　八
○保安林の指定をする件（同一〇二〇～一〇二二）　八
○保安林の指定を解除する件（同一〇二三）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一七四）　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項　九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九

〔公　告〕
諸事項　九
官庁
製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第二十二号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十九日

金融庁長官　森　信親

一　銀行代理業者名　谷地　忠一
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県久慈市山形町荷軽部第三地割十八番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年八月十一日

二　銀行代理業者名　髙橋　チセ
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県和賀郡西和賀町白木野六十七地割三百三番地三十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十月三日

三　銀行代理業者名　佐々木定一
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県花巻市東和町中内五区五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十月三日

四　銀行代理業者名　嶋津　國子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県上益城郡甲佐町大字白旗二千二百八十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十一月二十日

五　銀行代理業者名　亀谷　光男
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩八百六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十一月二十七日

六　銀行代理業者名　西村いずみ
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市河原町曳田百七十九番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十一月二十七日

七　銀行代理業者名　張光　悦子
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県下関市王司神田一丁目八番十六号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十一月三十日